

2026 年 8 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
NTT 都市開発リート投資法人
代表者名 執行役員 木村 一浩
(コード番号 8956)

資産運用会社名
NTT 都市開発投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀之内 泰壮
問合せ先 上場リート本部 IR 部長 郡 直樹
(TEL : 03-6262-9400)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会において、2026 年 9 月 29 日に開催予定の第 14 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）への規約変更及び役員選任に係る議案の付議に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容と理由

- (1) 変更案第 13 条第 2 項、規約別紙「資産運用の対象及び方針」 V. 法令・規則等の遵守及び規約別紙「資産評価の方法及び基準」 III. 資産評価の方法及び基準 1. (5)関係
2026 年 4 月 1 日付けで一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人投資顧問業協会が合併し、新たに「一般社団法人資産運用業協会」が発足したことに伴い、規約上に記載された協会名称の変更を行うものであります。
- (2) 規約別紙「資産運用の対象及び方針」 II. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (1)投資対象 C. 特定資産以外の資産（組織運営に伴い保有する資産を除く。）に対する投資 ⑦関係
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせるために関連する規定の変更を行うものであります。

（規約変更に関する詳細については、添付資料「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2. 役員選任について

現執行役員 木村一浩（きむら かずひろ）並びに現監督役員 基祐二（だい ゆうじ）及び武内正樹（たけうち まさき）は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本日付けで執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任についての議案を提出します。

また、執行役員若しくは監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名及び補欠監督役員 1 名の選任について議案を提出します。

(1) 執行役員候補者

木村一浩（きむら かずひろ／重任）

（注） 重要な兼職に該当する事実

木村一浩は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結している NTT 都市開発投資顧問株式会社の常務取締役 上場リート本部長です。

(2) 監督役員候補者

基祐二（だい ゆうじ／重任）

武内正樹（たけうち まさき／重任）

（注） 重要な兼職に該当する事実

基祐二は、公認会計士 基祐二事務所の代表者であり、かつ、株式会社 A B P の代表取締役社長です。

武内正樹は、飯沼総合法律事務所のパートナー弁護士です。

(3) 補欠執行役員及び補欠監督役員候補者

補欠執行役員 高橋達哉（たかはし たつや／新任）

補欠監督役員 尾関純（おぜき じゅん／重任）

（注） 重要な兼職に該当する事実

高橋達哉は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結している NTT 都市開発投資顧問株式会社の取締役 上場リート本部 財務部長です。

尾関純は、公認会計士 尾関会計事務所の代表者であり、かつ、ちよだ税理士法人の代表社員です。

（役員選任に関する詳細については、添付資料「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3. 日程

2026 年 8 月 24 日	本投資主総会提出議案の本投資法人役員会での承認
2026 年 9 月 4 日	「第 14 回投資主総会招集ご通知」発送（予定）
2026 年 9 月 29 日	本投資主総会開催（予定）

以上

【添付資料】

- ・ 第 14 回投資主総会招集ご通知

※ 本投資法人のホームページアドレス <https://nud-reit.co.jp/>

(証券コード：8956)
(発信日) 2026年9月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月4日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
N T T都市開発リート投資法人
執行役員 木村 一 浩

第14回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第14回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会へのご出席に代えて、書面により議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第20条第9項及び第10項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも同条第10項各号に掲げる議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

現行規約第20条第9項及び第10項

9. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。この場合、議案について賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
10. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとする。

- (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
- (2) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）
- (3) 解散
- (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
- (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第14回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://nud-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（NTT都市開発リート投資法人）又は証券コード（8956）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2026年9月29日（火曜日）午前10時00分
（受付開始予定時刻 午前9時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2階
カンファレンスRoom A

ご来場の際は末尾の「第14回投資主総会 会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項： 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
第2号議案： 執行役員1名選任の件
第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案： 監督役員2名選任の件
第5号議案： 補欠監督役員1名選任の件

以 上

-
- （お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるNTT都市開発投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会及びその後の運用状況報告会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 変更の理由

- (1) (変更案第13条第2項、規約別紙「資産運用の対象及び方針」Ⅴ. 法令・規則等の遵守及び規約別紙「資産評価の方法及び基準」Ⅲ. 資産評価の方法及び基準 1. (5)関係)

2026年4月1日付けで一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人投資顧問業協会が合併し、新たに「一般社団法人資産運用業協会」が発足したことに伴い、規約上に記載された協会名称の変更を行うものであります。

- (2) (規約別紙「資産運用の対象及び方針」Ⅱ. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (1)投資対象 C. 特定資産以外の資産 (組織運営に伴い保有する資産を除く。) に対する投資 ⑦関係)

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせるために関連する規定の変更を行うものであります。

2 規約の変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

※下線は変更部分を示します。

現 行 規 約	変 更 案
第13条（金銭の分配の方針） 1. （記載省略） 2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合その他役員会において適切と判断した場合、投信法の規定に従い、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。但し、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の規則等において定める額を限度とする。 3. ～4. （記載省略） （規約別紙） 資産運用の対象及び方針 本規約第9条に基づき別に定める資産運用の対象及び方針（以下「本運用方針」という。）は、次のとおりとする。 I. （記載省略） II. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 本投資法人は、資産を主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）に定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする。	第13条（金銭の分配の方針） 1. （現行どおり） 2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合その他役員会において適切と判断した場合、投信法の規定に従い、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。但し、<u>一般社団法人資産運用業協会</u>の規則等において定める額を限度とする。 3. ～4. （現行どおり） （規約別紙） 資産運用の対象及び方針 本規約第9条に基づき別に定める資産運用の対象及び方針（以下「本運用方針」という。）は、次のとおりとする。 I. （現行どおり） II. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 本投資法人は、資産を主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）に定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする。

現 行 規 約	変 更 案
(1) 投資対象 A. ～B. (記載省略) C. 特定資産以外の資産（組織運営に伴い保有する資産を除く。）に対する投資 本投資法人は、特定資産のほか、以下の資産に投資することがある。但し、本運用方針のために必要又は有用と認められる場合に投資するものとする。 ①～⑥ (記載省略) ⑦地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） ⑧ (記載省略) D. ～E. (記載省略) (2) (記載省略) Ⅲ. ～Ⅳ. (記載省略) V. 法令・規則等の遵守 本投資法人は、運用資産を、本運用方針の定めのほか、投信法並びに関係法令及び<u>一般社団法人投資信託協会</u>に定める規則等（その後の改正を含む。）を遵守し運用するものとする。 以上 (規約別紙) 資産評価の方法及び基準 本規約第11条第1項に基づき別に定める資産評価の方法及び基準（以下「本評価基準」という。）は、次のとおりとする。 I. ～Ⅱ. (記載省略)	(1) 投資対象 A. ～B. (現行どおり) C. 特定資産以外の資産（組織運営に伴い保有する資産を除く。）に対する投資 本投資法人は、特定資産のほか、以下の資産に投資することがある。但し、本運用方針のために必要又は有用と認められる場合に投資するものとする。 ①～⑥ (現行どおり) ⑦地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） ⑧ (現行どおり) D. ～E. (現行どおり) (2) (現行どおり) Ⅲ. ～Ⅳ. (現行どおり) V. 法令・規則等の遵守 本投資法人は、運用資産を、本運用方針の定めのほか、投信法並びに関係法令及び<u>一般社団法人資産運用業協会</u>に定める規則等（その後の改正を含む。）を遵守し運用するものとする。 以上 (規約別紙) 資産評価の方法及び基準 本規約第11条第1項に基づき別に定める資産評価の方法及び基準（以下「本評価基準」という。）は、次のとおりとする。 I. ～Ⅱ. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
Ⅲ. 資産評価の方法及び基準 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。 (1) ～(4) (記載省略) (5) その他 上記に定めがない場合については、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2. ～3. (記載省略)	Ⅲ. 資産評価の方法及び基準 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。 (1) ～(4) (現行どおり) (5) その他 上記に定めがない場合については、<u>一般社団法人資産運用業協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2. ～3. (現行どおり)

第2号議案：執行役員1名選任の件

現執行役員 木村一浩は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本日付けで執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案における執行役員の任期は、現行規約第21条第3項但書及び投信法第99条第2項の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人の 投資口数
きむら かずひろ 木村 一 浩 (1962年11月9日)	1981年4月 日本電信電話公社（現 NTT株式会社）入社 2004年7月 日本電信電話株式会社（現 NTT株式会社）第四部門 担当課長 2009年10月 東日本電信電話株式会社（現 NTT東日本株式会社）総務人事部 担当部長（株式会社NTT東日本プロパティーズに出向） 2013年5月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（現 NTT都市開発投資顧問株式会社）業務運営本部長 2013年6月 同社 取締役 業務運営本部長 2016年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社（現 NTT都市開発株式会社）ビル事業本部 事業企画部長 2016年7月 DHC東京株式会社 監査役 2019年7月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（現 NTT都市開発投資顧問株式会社）監査役 2020年3月 品川シーズンテラス株式会社 取締役 2021年7月 NTT都市開発投資顧問株式会社 取締役 第一運用管理部長 2022年5月 株式会社ケイエスピーコミュニティ 取締役 2025年6月 本投資法人 執行役員（現職） 2026年4月 NTT都市開発投資顧問株式会社 取締役 上場リート本部長 兼 上場リート本部 資産運用部長 2026年7月 同社 常務取締役 上場リート本部長（現職）	2口

- ・重要な兼職に該当する事実

執行役員候補者 木村一浩は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているN T T都市開発投資顧問株式会社の常務取締役 上場リート本部長です。

- ・本投資法人との特別な利害関係

上記を除き、該当ありません。

- ・本投資法人における地位及び担当

執行役員候補者 木村一浩は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。なお、上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

- ・所有する本投資法人の投資口数

執行役員候補者 木村一浩は、2026年8月24日現在、本投資法人の投資口を2口所有しております。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本日付けで補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第21条第4項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人の 投資口数
たか はし たつ や 高 橋 達 哉 (1967年10月7日)	1986年4月 日本電信電話株式会社（現 NTT株式会社）入社 2006年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社（現 NTT都市開発株式会社）経営企画部 担当課長 2010年7月 同社 ビル事業本部 事業推進部 担当課長 2011年10月 エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス株式会社（現 NTTアーバンバリューサポート株式会社）PMサービス事業部 担当課長 2014年2月 同社 経営企画部長 2016年7月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（現 NTT都市開発投資顧問株式会社）取締役 業務運営本部長 2017年4月 同社 取締役 財務部長 2018年6月 プレミア投資法人（現 NTT都市開発リート投資法人）執行役員 2019年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社（現 NTT都市開発株式会社）経営企画部 企画部門 担当部長 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（現 NTT都市開発投資顧問株式会社）取締役 2022年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社（現 NTT都市開発株式会社）経営企画部 事業戦略室 担当部長 2025年6月 NTT都市開発投資顧問株式会社 取締役 2026年4月 同社 取締役 上場リート本部 財務部長（現職）	4口

- 重要な兼職に該当する事実

補欠執行役員候補者 高橋達哉は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているN T T都市開発投資顧問株式会社の取締役 上場リート本部 財務部長です。

- 本投資法人との特別な利害関係

上記を除き、該当ありません。

- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

- 所有する本投資法人の投資口数

補欠執行役員候補者 高橋達哉は、2026年8月24日現在、本投資法人の投資口を4口所有しております。

なお、本議案において選任される補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員2名選任の件

現監督役員 基祐二^{だい}及び武内正樹^きは、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本日付けで監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案における監督役員の任期は、現行規約第21条第3項但書の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	基 ^{だい} 祐 ^{ゆう} 二 ^じ (1955年1月20日)	1978年11月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1982年9月 公認会計士登録 2001年5月 同監査法人 代表社員（現 パートナー） 2011年7月 同監査法人 東京事務所第2事業部 副事業部長 2013年7月 公認会計士 基祐二事務所開設 同所 代表者（現職） 2013年9月 株式会社A B P設立 同社 代表取締役社長（現職） 2014年6月 山下ゴム株式会社 監査役（現職） 2015年4月 本投資法人 監督役員（現職）	0口
2	武 ^{たけ} 内 ^{うち} 正 ^{まさ} 樹 ^き (1972年12月5日)	1996年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）入社 2002年10月 弁護士登録 飯沼総合法律事務所 入所 2012年4月 同法律事務所 パートナー弁護士（現職） 2022年9月 本投資法人 監督役員（現職） 2024年5月 食品企業再編支援機構株式会社 取締役（現職）	0口

- ・重要な兼職に該当する事実

監督役員候補者 基祐二は、公認会計士 基祐二事務所の代表者であり、かつ、株式会社ＡＢＰの代表取締役社長です。

監督役員候補者 武内正樹は、飯沼総合法律事務所のパートナー弁護士です。

- ・本投資法人との特別な利害関係

両候補者について、該当ありません。

- ・本投資法人における地位

監督役員候補者 基祐二及び武内正樹は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。なお、上記各監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記各監督役員候補者が監督役員に就任した場合、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本日付けで補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第21条第4項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人の 投資口数
お ぎ じゅん 尾 関 純 (1956年4月3日)	1979年4月 東京国税局 入局 1984年1月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1986年3月 公認会計士登録 2004年5月 同監査法人 代表社員（現 パートナー） 2016年7月 公認会計士 尾関会計事務所開設 同所 代表者（現職） 2017年6月 株式会社テクノメディカ 取締役監査等委員（現職） 2020年3月 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 取締役監査等委員（現職） 2021年4月 ちよだ税理士法人 代表社員（現職） 2021年6月 株式会社ゴールドクレスト 監査役（現職）	0口

・重要な兼職に該当する事実

補欠監督役員候補者 尾関純は、公認会計士 尾関会計事務所の代表者であり、かつ、ちよだ税理士法人の代表社員です。

・本投資法人との特別な利害関係

該当ありません。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、本議案において選任される補欠監督役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

＜参考事項＞

本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人の現行規約第20条第10項各号に掲げる議案があるときは、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第20条第9項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第20条第9項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人の現行規約第20条第10項各号に掲げる議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

第14回投資主総会 会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー 2階 カンファレンスRoom A

電話 03-5220-1001

＜ご来場の際のご注意＞

当ビルはセキュリティ強化のため、入館の際にセキュリティカードが必要となります。1階オフィスロビーのカンファレンス専用受付にてセキュリティカードをお受け取りになり、受付横のゲートを通してエレベーターで2階会場受付までお越しください。



交通手段のご案内

＜JR線＞東京駅 丸の内北口より徒歩4分

＜地下鉄＞（東京メトロ 千代田線・東西線・半蔵門線・丸ノ内線／都営地下鉄 三田線）大手町駅 C8・C11出口より直結

★駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

